

駐労規第13号

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構における監事の監査に関する規則を次のように定める。

平成27年4月1日

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事長

栞田 一彦

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構における監事の監査に関する規則

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 監査の体制（第5条－第8条）

第3章 監査の方法（第9条－第14条）

第4章 監査後の措置（第15条・第16条）

第5章 雑則（第17条・第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第19条第4項及び第28条第2項並びに独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構業務方法書第19条の規定に基づき、監事の関与の下、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）における監事の監査に関する規則を定めるものとする。

（目的）

第2条 機構の監事（以下「監事」という。）が通則法第19条第4項の規定に基づいて行う監査（以下「監査」という。）は、機構の業務の適正かつ効率的な運営に資するとともに、会計経理の適正を期することを目的とする。

（監査の区分）

第3条 監査の区分は、業務監査及び会計監査とし、業務監査は機構の業務がその目的を達成するために合理的かつ効率的に運営されているかどうかを監査し、会計監査は機構の会計に関する事務処理が法令等に従い

適正に行われているかどうかを監査するものとする。

(監査の種類)

第4条 監査は、年間を通じて実施するものとする。

2 監査は、書面による方法及び実地による方法、その他監事が適当と認める方法により行うものとする。

## 第2章 監査の体制

(理事長との定期的会合)

第5条 監事は、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事長（以下「理事長」という。）と定期的な会合をもち、理事長の業務運営方針を確かめるとともに、機構が対処すべき課題、機構を取り巻くリスク及び監査上の重要課題等について意見交換し、理事長との相互認識と相互理解を深めるよう努めるものとする。

(監事の補助)

第6条 機構の職員（以下「職員」という。）で監事を補助するものは、評価・監査役及び評価・監査役付の職員とする。

2 監事は、職務を執行するため必要があるときは、理

事長に対し、職員（前項に規定する職員を除く。次項において同じ。）が監査に関する事務を補助することを依頼することができるものとする。

3 理事長は、前項の規定により依頼を受けたときは、職員に対して、監査に関する事務を補助することを命ずることができるものとする。

4 第1項及び第3項により監事を補助する職員（以下「補助者」という。）が監事を補助する場合は、補助者は監事の指揮命令下に入るものとする。

5 監事は、補助者が監事の補助に従事したことに関する人事評価又は懲戒処分等について、意見を述べることができるものとする。

（内部監査との連携）

第7条 監事は、内部監査を所掌する評価・監査役と緊密な連携を保ち、組織的かつ効率的な監査を実施するよう努めるものとする。

2 監事は、内部監査を所掌する評価・監査役から、その監査計画と監査結果について定期的に報告及び説明

を受け、監査に実効的に活用するものとする。

(監査等への協力)

第8条 監事及び補助者は、その職務を遂行するため、  
機構の役員（監事を除く。）及び職員（以下「役職員」  
という。）に対し、協力を要請することができる。

2 役職員は、監事の監査等の円滑な遂行に協力しなければならぬ。

### 第3章 監査の方法

(監査計画)

第9条 監事は、毎事業年度当初に、監査方針、対象期間、重視事項、実施時期等を定めた監査計画を作成の上、理事長に通知するものとする。

2 監査計画は、必要に応じ適宜変更できるものとする。

3 監事は、監査計画に定めるもののほか臨時に監査を行うことができるものとする。

4 監事は、前3項の規定により監査を実施するに当たっては、あらかじめ理事長に対し監査の実施について通知するものとする。また、これを変更した場合も同

様とする。

(監査の実施)

第10条 監事は、役職員に対し、監査の実施上必要な事項について、帳簿その他資料の提出、業務の説明又は報告を求め、業務の実態及び財産の状況等を調査するものとする。

2 監事は、監査の実施に当たり、役職員を通じて機構以外の関係者に対し、資料の提供又は意見の聴取を求めることができるものとする。

3 補助者は、監事の指示に従い、前2項の規定による要求及び調査を行うことができるものとする。

4 前3項の規定により要求を受けた者は、正当な理由なくしてこれを拒否し又は虚偽の回答をしてはならない。

(外部専門家の利用)

第11条 監事は、監査の実施に当たり、機構が契約する外部の会計及び法律の専門家に対し、必要に応じ意見を聴取することができるものとする。

(不正行為等への対応)

第12条 監事は、通則法第19条の2の規定に基づき、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は通則法、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（以下「個別法」という。）若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実を認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、防衛大臣に報告するものとする。

2 役職員は、他の役職員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は通則法、個別法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、理事長及び理事に報告するとともに、監事に報告するものとする。

3 監事は、前項の報告を受けたときで、必要と認める場合は、防衛大臣に報告するものとする。

(文書等の調査及び閲覧等)

第13条 監事は、機構が通則法第19条第6項の各号

に掲げる書類を防衛大臣に提出しようとするときは、当該書類を調査するものとする。

2 監事は、業務運営に関する全ての文書を閲覧できるものとする。また、監事が必要と認めたときは、役職員に説明を求め、又は意見を述べることができるものとする。

3 監事は、所定の文書・規程類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、かつ、保存及び管理されているかを調査し、必要があると認めたときは、役職員に説明を求め、又は意見を述べるができるものとする。

4 次の各号に掲げる文書等は、事前に監事に回付しなければならない。

(1) 業務運営の基本方針決定に関する文書

(2) 第1項の規定に関する書類

(3) 規則の制定又は改廃に関する文書

(4) 会計検査院に提出する文書

(5) 重要な契約書



(6) 訴状、不服申立書

(7) その他重要と認められる文書

5 次の各号に掲げる文書を受理したときは、監事にこれを回付しなければならない。

(1) 防衛大臣からの許可、認可、承認、通達及び評価等に関する文書

(2) 会計検査院からの通知書又は検査の結果に関する文書

(3) その他重要と認められる文書

(会議への出席)

第14条 監事は、その職務を遂行するため、業務運営に関する重要な会議に出席して意見を述べることができるものとする。

2 前項の会議を主管する者は、あらかじめその会議の議題、日時、場所その他必要な事項を監事に通知するものとする。

第4章 監査後の措置

(監査後の措置)

第15条 監事は、第9条の規定により実施した監査の結果、その監査意見の形成に至った経過及び理由等を記録し、一定期間保存するものとする。

2 監事は、監査の結果を正確かつ明瞭に記載した監査報告を作成の上、理事長及び防衛大臣に提出し、その内容を説明するとともに、独立行政法人評価制度委員会へ送付するものとする。

3 監査報告は、機構本部及び各支部に備えて置くとともに、機構ホームページに公表し、一般の閲覧に供するものとする。

4 監事は、監査の結果、事業の運営又は管理に関し、是正又は改善を必要とする事項があると認めるときは、理事長又は防衛大臣に対し意見を提出するものとする。

(監査結果の業務への反映)

第16条 監事は、監査の結果、是正又は改善を必要とする事項、その他必要と認められる事項があった場合には、当該関係部署に対し、適切な業務への反映を求

めるものとする。

- 2 監事は、前項の規定による業務への反映について、その状況を確認し、監査報告に記載するものとする。

## 第5章 雑則

### (遵守事項)

- 第17条 監事及び補助者は、監査等により知り得た事項をみだりに他の者に漏らさないものとする。

### (委任規定)

- 第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、監事が別に定める。

## 附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構における監査に関する規則（平成14年駐労規第27号）は廃止する。